|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 委員意見 | 委員意見に対する事務局見解 | 方向性 |
| １．規制対象 | ・内照看板やその他の照明の看板も規制すべき・時間規制を考えるべきである・トータルに夜間景観をどうするのか、その議論が必要 | ・内照看板を規制するためには、色彩規制が必要になる。現時点で広域に府が一律に規制をかぶせる予定はない・時間規制は、主に面積で規制している広告物規制にはなじまない（夜間の定義も置いていない） | ・可変表示型屋外広告物（常時表示の内容を変えることができるもの及び点滅するもの）に今回は限定する |
| ２．規制内容 | ・ＣＩＥが設定した基準は低すぎると思っていたが、実験結果をみると再考すべき。Ｅ２区域の400ｃｄ／㎡が妥当か・正面と高い位置にあるのとでは違いがある。また、ＬＥＤの向いている面や距離によっても異なる・実際の現地での実態調査や実験評価を行うべきである・最初に誰もが不快と思うＮＧを決め、次第に基準化し夜間景観を誘導するという発想もある・広告主から言うと、内容・コンテンツが重要 | ・ＣＩＥが設定した基準は2003年に制定されており、照明器具にＬＥＤは想定されていないことを考慮すべき・現在行っている感性評価研究の実験装置や条件等を考慮すると、実際に現地で客観的な研究を行うことは困難である・現地の実態調査は、苦情のある住民へのアンケート調査などにより不快度を把握することになる。そのような区域を現実的に設定できる可能性はない・今回の規制は、誰もがＮＧを出すものとして、パチンコ店やスーパーの夜間のＬＥＤ照明等を想定した・広告の内容・コンテンツは定性的であり、かつきめ細かな対応が必要であり、府が広域的に行う規制にはなじまない | ・感性評価研究第二実験の結果も見て、仮置した数値を見直す・住宅地における事例を改めて調査し、仮置した数値の有効性を検証する |
| ３．規制区域 | ・住宅系区域の夜間景観を守っていくという視点の再確認が必要・環境の規制は用途地域とはなじまないが、住居系の環境を守るという視点であれば理解できる・環境の規制では、通常用途地域で区切ることは行っていない | ・大阪府が広域的に住居系の環境の保全という視点から規制する場合には、広域的に考え方を整理すべき。・屋外広告物規制は用途地域を基準に採用しており、整合性が図りやすい | ・住居系地域の夜間景観を守っていくという視点から住宅地における事例を改めて調査する |
| ４．規制手法 | ・条例により規制することにこだわらず、ガイドラインとか特定のエリア（例えば古墳群地区）でモデル的に規制するという考え方もある・許可窓口が適格に対応できるか疑問。調光も技術的に可能であるが、誰がチェックするのか | ・ガイドラインからスタートし、事例を積み上げて、条例化することは一つの考え方である・権限移譲を受けた市町村が窓口になって適格にチェックできるのかは、課題であるまた、業界と協力して証明書のような客観的な資料を申請段階で用意できるか検討の余地あり | ・項目１～３の検討結果を考慮して、条例化（許可・届出）するか、ガイドラインとするのか決定する・窓口となる市町村には実施段階で研修等を行う・業界と共同で、証明書等の可能性を検討する。また、調光等の監視体制についても検討する |